

利用者保護等管理方針

当連合会は、水産業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業等の利用者の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。

また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組を行っていく。

1 この方針においては、以下のとおり定義する。

利用者	当連合会における信用事業等の利用者、および利用者になろうとする者を含む。
信用事業等	水産業協同組合法第百十八条の五第二項で定める事業のうち、当連合会が営むことを認められた事業。
取引	与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入など、利用者と当連合会との間で信用事業等として行われるすべての取引。

2 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)および情報提供を適切かつ十分に行う。

3 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。

4 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。

5 当連合会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。

6 当連合会との取引に伴い、当連合会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

以上